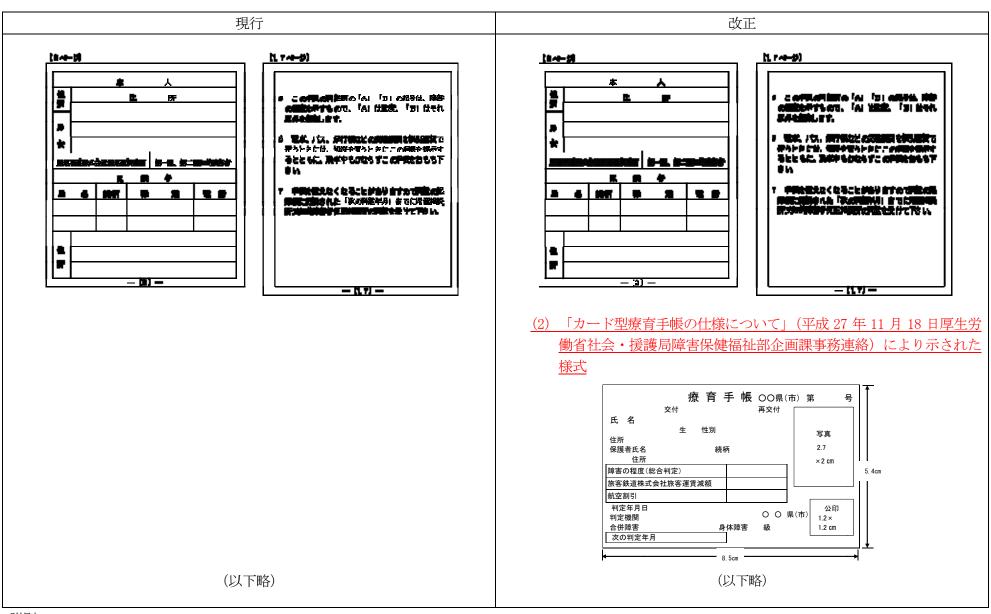
現行		改正	
(前略)		(前略)	
(知的障害者)		(知的障害者)	
第2条 この規則において「知的障害者」とは、「療育手帳制度について」(昭		第2条 この規則において「知的障害者」とは、「療育手帳制度について」(昭	
和48年9月厚生省発児第156号厚生事務次官通知)により定められた療育		和 48 年 9 月厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知。以下「事務次官通知」	
手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けている者をいう。		<u>という。</u>) により定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を	
		受けている者をいう。	
(注) 療育手帳の様式は、次の <u>とおりとする。</u>		(注) 療育手帳の様式は、次の <mark>各号のとおりである。</mark>	
		(1) 事務次官通知により示された様式	
(賽紙)	(1ページ)	(喪紙)	(1ページ)
療育手帳	平真 (織4 cm 検3 cmで脱槽 して上半身を 等したもの) 第 号 平成 年 月 日交付 氏 名 (明治 大正 昭和 平成 平成 年 月 日生	療 育 手 帳	写真(後4cm) 读3cmで影響 して上半身を 事業 <
○○ 県 (市) (大きさは、日本工業規格 B 列7 看とする)	〇〇〇八乗(市) 即 一(1)—	(大きさは、日本工業規格 B 列7者とする)	〇 〇 〇 栗 (市) 即 — (1)—



附則

この通達は、平成27年12月1日から施行する。